

(1)審議事項

①旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1. 制度の概要等

国民健康保険の被保険者が出産する際、産前産後の保険税を軽減する制度です。

2. 対象者

令和5年11月以降に出産予定または出産した人が対象となります。

妊娠85日以上での分娩を出産とし死産・流産(人工妊娠中絶を含む)及び早産の方も対象に含まれます。

3. 軽減の対象期間

単胎の場合は、出産予定日または出産日が属する月の前月から、4か月間の所得割と均等割を軽減します。

双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の 3 か月前から6か月間の所得割と均等割を軽減します。

軽減の対象期間

(例) 軽減該当月								
	4月	5月	6月	7月	8月 出産予定日 (出産日)	9月	10月	11月
単胎の人				●	●	●	●	
多胎の人		●	●	●	●	●	●	

※●がついた月が軽減の対象期間です。

ただし、軽減の対象となるのは、令和6年1月分以降

制度開始時の保険税軽減について							
令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月	令和6年4月	令和6年5月
	出産		●				
		出産	●	●			
			出産 ●	●	●		
			●	出産 ●	●	●	